

日野市から説明会のお知らせ

北川原公園ごみ搬入路のこれまでの経過と 市民参画による違法状態の解消策を探る検討会 の発足などについての説明、市民の皆さまの ご意見を伺う会を開催します

市民の皆さまからの率直な疑問・ご意見をお待ちしております。

「北川原公園はどこにあるの？」 「公園予定地の全体の広さは？」
「北川原公園が計画されたのはいつ頃なの？その理由は？」
「裁判で違法になった北川原公園内のごみ搬入路、どう解決するの？」
「市民の意見を出せる場はあるの？」 など

どの会場も自由に参加できます。ご都合のよい会場にお越しください。皆さまのご参加をお待ちしております。

みどり豊かな広々とした公園づくりを目指していきます

日程・会場

- | | |
|--------------------|---------|
| ① 8月11日(祝) 午前10時から | 日野第三中学校 |
| ② 8月11日(祝) 午後2時から | 日野第一中学校 |
| ③ 8月12日(土) 午後2時から | 三沢中学校 |
| ④ 8月17日(木) 午後7時から | 日野第二中学校 |
| ⑤ 8月19日(土) 午後2時から | 日野第四中学校 |
| ⑥ 8月22日(火) 午後7時から | 七生中学校 |
| ⑦ 8月27日(日) 午前10時から | 平山中学校 |
| ⑧ 8月27日(日) 午後2時から | 大坂上中学校 |

※詳しくは、8ページの地図をご覧ください。

説明会をオンライン配信

8月1日(火)から事前申し込みを開始

各説明会の様子は、オンラインでライブ配信・アーカイブ配信を行います。視聴方法などの詳細は、市HPをご覧ください。

※ご来場される皆さまにおかれましては、配信に映り込む可能性がございますことをあらかじめご了承ください。



※直接、会場にお越しください。事前申し込み不要です。
※スリッパと下足入れをご持参ください。
※当日は、ライブ配信も行います。視聴を希望される方は、事前申し込みが必要です。また、後日、アーカイブ配信も行います。

■はじめに

市では3市(日野市、国分寺市、小金井市)で共同処理する可燃ごみ処理施設へのごみ収集車の通行路を、北川原公園予定地内に設置しました。この通行路が都市計画法に違反するとして提訴され争ってきた裁判(住民訴訟)で市の敗訴が確定しました。

市は判決を重く受け止め、市民の皆さまに深くお詫び申し上げるとともに、北川原公園が都市計画決定された歴史的経緯をとらえ直し、この公園の早期実現と公園外へのごみ搬入路の設置が求められていることを踏まえ、技術的、財政的な問題も含めて、市民参画、住民合意のもと、あらゆる方策を検討し、違法状態の解消に取り組んでまいります。

■4項目合意以降の動きについて

市は、令和4年10月に北川原公園ごみ搬入路裁判原告団と4項目の合意書を交わしました。以降、合意内容の実現のために、協議を重ねています。

現在、違法状態にある北川原公園ごみ搬入路問題の解決については、一つ目の合意内容であり、周辺地域の住民、広く市民(原告団含む)、研究者、専門家の英知を結集して、周辺住民の生活・意見を考慮することを前提とした問題解決の方策を見いだすための検討会の準備をしています。

ごみ搬入路の違法状態解消のため、検討会を行います 検討会にご参加いただける市民の方を募集します

市では、違法状態の解消に向けて、あらゆる方策を検証し、最適な解決策を導くための検討会を設けます。委員には、専門家や周辺住民、原告団に加え、広く市民の方を募集します。

任 期： 10月1日～令和7年3月31日

※月1回程度開催

定 員： 3人 ※申し込み多数の場合は選考

申 込： 8月31日(木)(消印有効)までに

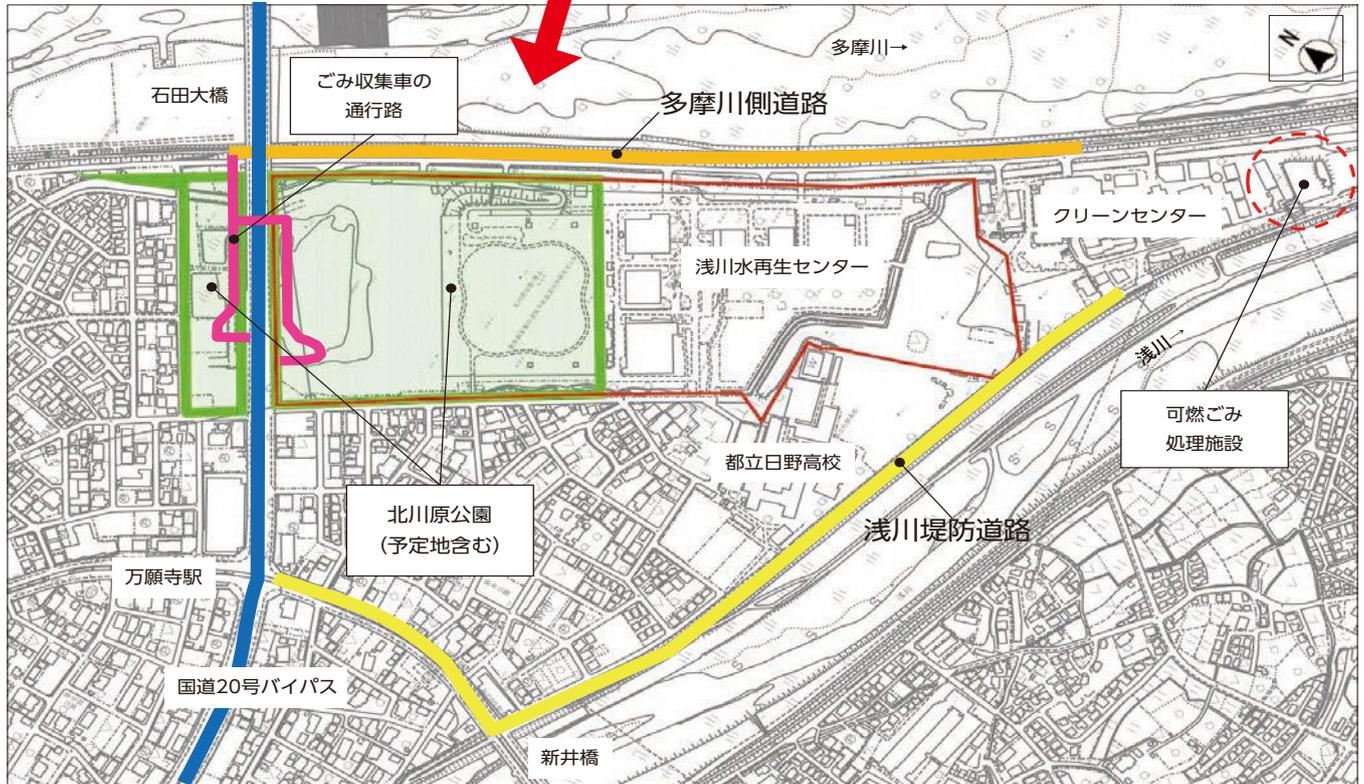
〒191-8686 日野市神明1-12-1 日野市役所環境共生部緑と清流課へ郵送または
Eメール(✉seiryu@city.hino.lg.jp)で

【記載いただく内容】

応募理由(400字程度)、住所、氏名(ふりがな)、生年月日、

電話番号、職業を記入

北川原公園は、日野市東部地域の多摩川にかかる石田大橋西詰の両側にあります



3市で共同処理する可燃ごみ処理施設(図赤点線)へは浅川堤防道路または多摩川側道路を通行する必要があります。国分寺市、小金井市からは石田大橋(図青色線)を利用する経路が至近となります。

今回問題になったのは、公園をつくるという都市計画を変更せずに、北川原公園内(図緑色線)にごみ収集車の通行路(図ピンク色線)を設置したことが都市計画法違反との判決を受けたものです。

今回の裁判の流れ

市が北川原公園予定地にごみ搬入路を設置したところ、設置は違法であると提訴され、最高裁で市の敗訴が確定しました。その経過と判決後の動きについて順を追って説明します。詳細は下記QRコードから市のホームページをご参照ください。紙の資料が必要な方は担当(8ページ参照)にお問い合わせください。

①北川原公園予定地にごみ搬入路を設置

【背景】

- 3市共同ごみ処理の決定(小金井市、国分寺市からの搬入)
- 従来の浅川堤防道路のごみ搬入ルートを変更するよう地元からの要望あり
- 新可燃ごみ処理施設は3市覚書^(※1)により30年間限定で稼働
- 30年後は公園とする意図により、都市計画(公園)を変更せずに北川原公園予定地内に専用路を設置(30年間の暫定利用)

【位置づけの変更】

その後、「公園兼用工作物活用計画」を策定し、公園の効用を高める施設＝公園兼用工作物^(※2)として供用開始

②住民監査請求から住民訴訟へ^(※3)

【原告(住民側)の主張】

- 都市計画の変更手続きをしないで公園内にごみ搬入路を設置することは都市計画法違法であり、市長の裁量権を逸脱するので公金の支出は違法
- 北川原公園は迷惑施設が集中する地域住民に感謝の意をこめて地域の環境改善のために都市計画決定された。ごみ搬入路は環境をよくする公園機能と両立しない

【被告(日野市)の主張】

左記①欄の通り

【経過】(住民監査請求)^(※4)

日野市監査委員による監査の結果、住民の請求を棄却

③判決

【経過】(住民訴訟)^(※5)

- 1審：市の敗訴、市が控訴
- 2審：市の敗訴、市が上告
- 最高裁：市の上告不受理、判決確定

【内容】

- 都市計画を変更せず通行路を設置したことは都市計画法違反
- 市に損害を与えたとして市長個人としての大坪冬彦に約2.5億円の支払い請求をせよ

【理由】

- 通行路はごみ運搬車の通行路で公園の効用を有するものとは言い難い
- 30年間の使用は暫定的な利用とは言えない
- 通行路の設置は都市計画の実質的な変更と評価すべきもの

【判決を受けて】

市長が議会で報告、謝罪^(※6)

④違法状態解消に向けて

【市の考え】

判決後、市は「立ち止まって検討するべき時期があったが、3市のごみをあふれさせてはならないとの思いから前へ進めた」ことを反省し、原告団と合意書を取り交わしました。これは、地方自治の本旨、住民自治のあり方、市民参画のあり方と言う問題に大きく関わるものとして受け止めています。

【原告団との4項目の合意書】

1. 北川原公園が都市計画決定された歴史的経緯から、同公園の早期実現と公園外へのごみ搬入路の設置が求められていることを踏まえ、技術的、財政的な問題も含めてあらゆる方策を検討する。広く市民(原告団を含む)、研究者、専門家などを募り、市民参加、住民合意のもとに検討をすすめる。
2. 新可燃ごみ処理施設の計画・建設過程において、行政に対する不信感、住民同士の意見対立を招いたことを市長として深く反省し、日野市から「概ね30年間で撤退」する日野市・国分寺市・小金井市3市覚書^(※1)を再確認し、すみやかに協議を開始する。
3. 脱焼却を含めたごみゼロ社会の実現を目指し、「30年間で撤退」することを市民と共有し、市民参加で抜本的なごみ減量の取り組みをすすめる。
4. 市長は、確定した判決の内容および上記各項の合意に基づく日野市の方針を国分寺市、小金井市、浅川清流環境組合に報告し、理解と協力を求める。市長は、国分寺市、小金井市、浅川清流環境組合に対して判決および合意の内容などを、原告団とともに直接報告する機会をつくる。

※1：3市覚書



※4：住民監査請求



※5：住民訴訟



※6：判決報告



※2：公園兼用工作物とは？

都市公園と相互に効用を兼ねる施設。「河川、道路、下水道その他の施設または工作物」と都市公園法で定められています。

※3：住民監査請求・住民訴訟とは？

住民監査請求は市に不当な会計行為などがあるとき監査を求めることができる制度で住民訴訟の前提となります。監査の結果に不服などがあった場合に裁判所へ訴訟を起こすことができます。

■裁判(住民訴訟)の構図

【原告】
住民監査請求をした市民

【被告】
日野市の執行機関としての日野市長

市の敗訴

日野市の執行機関としての日野市長大坪冬彦は、個人としての大坪冬彦に対し約2.5億円の損害賠償を請求しなければならない。

⑤債権放棄

【内容】約2.5億円の市の債権を放棄する議案を日野市議会に上程

【審議】慎重に議論を尽くした結果、全会一致で可決^(※7~9)

※7：プレスリリース
令和4年10月28日



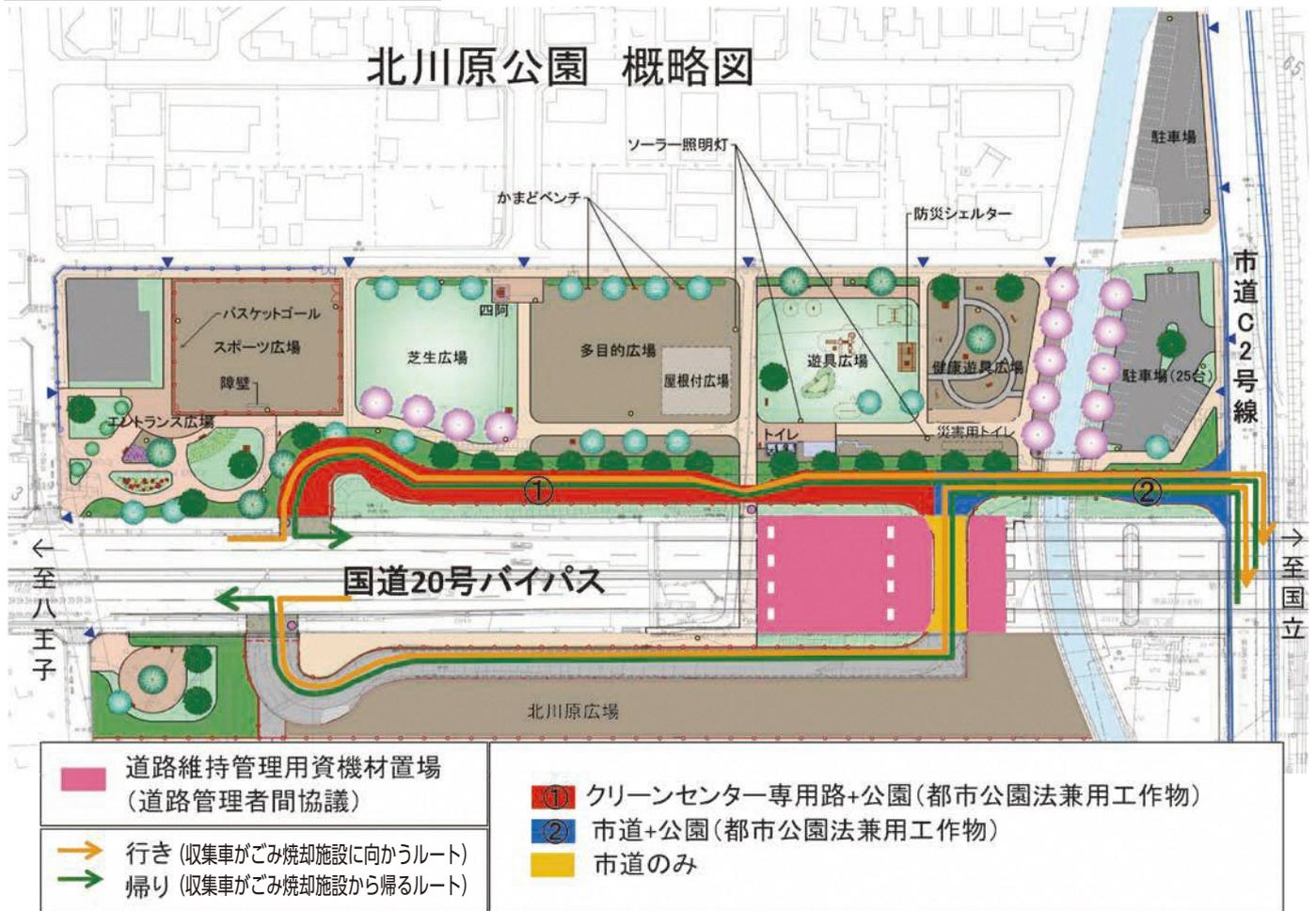
※8：会議録
令和4年10月24日



※9：会議録
令和4年10月28日



現在の北川原公園の状況



国道20号バイパスの多摩川上流側が北川原公園で、さまざまな広場や駐車場も整備され、市民の憩いの場となっています。

また下流側は、日野市が東京都から借用し、北川原広場として暫定的に整備し一般開放しています。なお、黄色の線は、収集車がごみ焼却施設に向かうルートとなり、緑の線は、ごみ焼却施設から帰るルートを表しています。

■皆さまの疑問にお答えします

Q1：石田地区に都市計画で北川原公園をつくるという計画ができた経緯は。

A： 1959年(昭和34年)日野市衛生処理場として、ごみ焼却・し尿処理を開始。さらに、1978年(昭和53年)には下水道事業基本方針で下水処理場の設置を決定、1992年(平成4年)から稼働を開始しました。

市では、いわゆる迷惑施設の集中する地元住民に対し、「同じ市民の間に加害・被害の格差をつくらないために、東部地区に豊かな対策と感謝をもってのぞむ」と表明し、1979年(昭和54年)北川原公園を都市計画公園として位置づけました。

Q2：3市共同ごみ処理の必要はあったのか。

A： 国分寺市・小金井市から共同処理の申し入れを受け、検討し、財政面・環境面などから広域化を選択しました。

Q3：ごみ搬入ルートを変更する必要、通行路を作る必要はあったのか。

A： 以前からの地元要望として、浅川堤ルートから住宅の少ない多摩川堤ルートへの変更要望があり、より住環境への影響を少なくするため公園内の通行路を用いたルートに変更しました。

Q4：今のごみ搬入路が公園の支障になっているとは感じない。そのままが良いのではないか。

A： 都市計画法違反の判決を受けたため、解消しなければなりません。

Q5：都市計画を変更しなかったことが都市計画法違反であれば、都市計画を変更すれば良いのでは。

A： 違法解消に向けて、市民参画であらゆる方法を検討していきます。

Q6：損害賠償額約2.5億円は何の金額か。

A： 北川原公園内に通行路を設置するための設計費や工事費の総額です。

Q7：約2.5億円を請求せよとの判決を放棄できるのか。また、放棄した理由は。

A： 地方自治法第96条第1項第10号の規定により、議会の議決で請求する権利を放棄することはできます。なお、地方自治法の趣旨に照らして不合理な放棄は許されません。

放棄した理由について、市長一人が行ったことではなく、個人としての負担が重過ぎること、市政の萎縮・停滞を招く恐れがあること、真に反省し市長の1年分の報酬全額相当を返上し、住民合意で違法状態解消に取り組むことを示したことなどにより、日野市議会は債権放棄を審議し全会一致で可決しました。



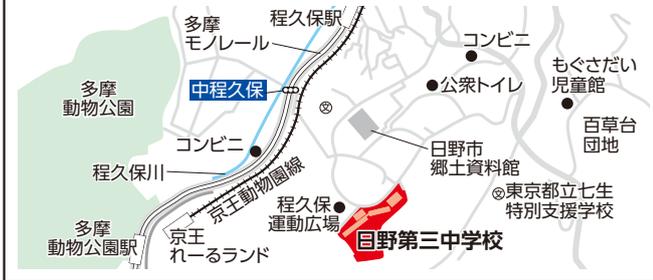
ご質問やご意見は
こちらから随時受付中



説明会について

これまでの経過や今後の取り組み、市の考えなどを詳しくお伝えする説明会を下記の通り開催します。ぜひご参加ください。

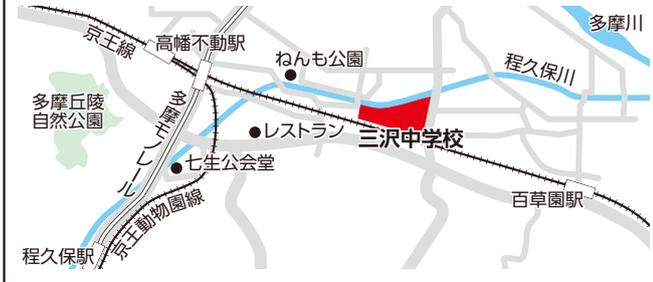
- ① 8月11日(祝) 午前10時から
場所：日野第三中学校 食堂



- ② 8月11日(祝) 午後2時から
場所：日野第一中学校 食堂



- ③ 8月12日(土) 午後2時から
場所：三沢中学校 食堂



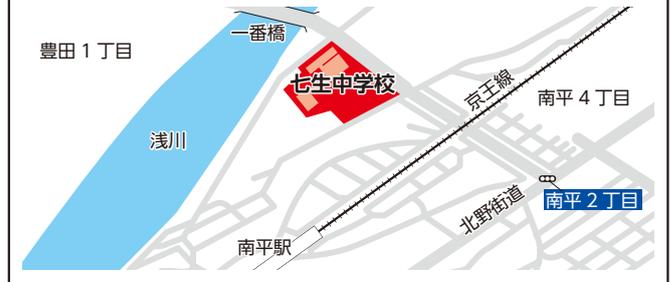
- ④ 8月17日(木) 午後7時から
場所：日野第二中学校 食堂



- ⑤ 8月19日(土) 午後2時から
場所：日野第四中学校 食堂



- ⑥ 8月22日(火) 午後7時から
場所：七生中学校 食堂



- ⑦ 8月27日(日) 午前10時から
場所：平山中学校 食堂



- ⑧ 8月27日(日) 午後2時から
場所：大坂上中学校 食堂



発行日：令和5年7月20日

担当：〒191-8686 東京都日野市神明1-12-1 日野市役所

環境共生部北川原公園ごみ搬入路調整担当(緑と清流課内)

☎042-514-8307 (直通)

✉seiryu@city.hino.lg.jp